

伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(給付対象用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第1号様式）に対象者の扶養義務者の当該年度分（4月から6月までの場合にあつては前年度分）市町村民税の課税額を証明する書類（対象者が生活保護を受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書）及び小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、申請者から申請があつたときは、当該対象者の身体の状態、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、速やかに調査書（第2号様式）を作成するものとする。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条第2項の規定による調査の内容を審査し、用具の給付を決定した場合には伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（第4号様式）により、当該申請の却下を決定した場合には伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具却下決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(費用負担及び支払)

第5条 用具の給付を受けた対象者の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。この場合において、扶養義務者は、当該費用が別表第1に定める基準額を超えるときは、その額を超え

る部分についても支払わなければならない。

- 2 前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。
- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項の基準により算出した額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第6条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、当該給付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第7条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（第6号様式）を整備するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月22日告示第160号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年1月19日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月18日告示第91号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年8月15日告示第119号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年3月16日告示第42号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の種目及び性能

種目	対象者	性能	基準額（円）
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400
歩行支援用具（手すり、スロープ、歩行器等）	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	173,250
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700

チューブ 型包帯	皮膚疾患群に罹患し ており、軽微な外力 により水疱やびらん を生じ、皮膚障害を 起こすことがある者	外力から皮膚を保護できる もの	170,500
-------------	---	--------------------	---------

別表第2（第5条関係）

徴収基準額表

階層区分	利用者世帯の階層（細）区分		徴収基準 月額（円）	徴収基準加算 月額（円）	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1 階層	2,900	290
		3,001 ～ 5,800 円	D2 "	3,450	350
		5,801 ～ 8,700 円	D3 "	3,800	380
		8,701 ～ 13,000 円	D4 "	4,250	430
		13,001 ～ 17,400 円	D5 "	4,700	470
		17,401 ～ 22,400 円	D6 "	5,500	550
		22,401 ～ 28,200 円	D7 "	6,250	630
		28,201 ～ 58,400 円	D8 "	8,100	810
		58,401 ～ 75,000 円	D9 "	9,350	940
		75,001 ～ 96,600 円	D10 "	11,550	1,160
		96,601 ～ 121,800 円	D11 "	13,750	1,380
		121,801 ～ 175,500 円	D12 "	17,850	1,790
		175,501 ～ 221,100 円	D13 "	22,000	2,200
		221,101 ～ 380,800 円	D14 "	26,150	2,620
		380,801 ～ 549,000 円	D15 "	40,350	4,040
		549,001 ～ 579,000 円	D16 "	42,500	4,250
		579,001 ～ 700,900 円	D17 "	51,450	5,150
		700,901 ～ 849,000 円	D18 "	61,250	6,130
		849,001 ～ 1,041,000 円	D19 "	71,900	7,190
		1,041,001 円以上	D20 "	全 額	左の徴収基準 月額の10%。 ただし、その 額が 8,560円に 満たない場合は 8,560円

1 徴収月額の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

- (ア) 所得税法（昭和40年法律第33号）
- (イ) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
- (ウ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局

所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(以下、本通知)の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別表第2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

伊勢原市長 様

申請者
住所
氏名 続柄

下記により日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏名（※）			生年月日	年 月 日（歳）		
	住所（※）						電話（ ） -
	疾病名						
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	対象者に対する介護状況等		
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家（貸主の諾否）	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要（一部、全部） 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称			希望する型式、規模等				
給付上特に希望する事項							
備考							

- (注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類（生活保護を受けている人及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合は、その旨についての福祉事務所長の証明書）及び小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添付すること。
- 2 申請者が18歳以上の対象者本人の場合、（※）は同上と記載すること。

第2号様式（第3条関係）

調 査 書（伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業）

① 申請書受理番号 及び年月日		申請番号 年 月 日		② 申請者 氏名		③ 対象者と の続柄			
④ 対 象 者	氏名				生年月日	年 月 日（歳）			
	住所	電話（ ） -							
	疾病名								
⑤ 世 帯 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況		備 考			
				当 該 年 度 分 市 町 村 民 税					
					均等割	所得割			
		
		
⑥ 世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯							
⑦住まいの状況			1 自宅 2 借家（貸主の諾否）						
⑧ 給付後の 生活の状況	日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する状況に○）					その他の状況			
	1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない （一部介助・全介助） 4 その他（ ）					1 在宅生活が可能になる 2 その他 （ ）			
⑨給付の必要 の有無	1 有 2 無		⑩給付する （しない）理由						
			⑫ 予定 価格		⑬ 扶養義務 者が支払 うべき額		⑭ 公費負 担予定 額		円
⑪ 給付する用具 名（型式規模 等含む）				円		円		円	
⑮ その他特記事項									
年 月 日			調査員職名 氏名						⑰

伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



先に申請のありました日常生活用具の給付について、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	年 月 日		
対象者氏名			疾病名		
給付する (型式規模 等含む)			納入業 者 名		
			納入業者 の住 所	電話	
価 格	円	扶養義務者が 支払うべき額	円	公 費 負担額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者が、その能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>				

(事務担当は、)

第4号様式(第4条関係)

伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券						
①給付番号	第	号	②給付券発行 年 月 日	年	月	日
③対象者 氏名			④生年月日	年	月	日 (歳)
⑤居住地						
⑥保護者 氏名				⑦対象者との続柄		
⑧給付する 用具名 (型式規模 等)	⑨ 価 格	円		⑩ 扶養義 務者が 支払う べき額	円	⑪ 公費 負担 額 円
⑫納入業 者名			⑬納入業者 住所	電話 () -		
⑭この券の 有効 期 限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費支 払請求期限	年 月 日		
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">伊勢原市長 印</p>						
⑮業者の納 付した日	年 月 日	⑯扶養義務 者より受領 した額	円	⑰受領業 者名及び 年月日	年 月 日	
⑱ 用具受領氏 名	⑲ 検収者		職名 ----- 氏名 印			
⑳ その他特記事項						

(注) 本表は、①～⑭、⑲は市、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。⑱は保護者又は18歳以上の対象者本人が記入すること。

伊勢原市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具却下決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日に申請がありました小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、却下することに決定しましたので通知します。

(却下理由)

(事務担当は、)

